

令和8年1月28日 電子契約・電子保証事業者向け説明会 質問事項

質問	角田市回答
1 電子契約件数の上限はありますか？	契約件数の上限はございません。
2 弊社が提供する回線サービスについては、弊社書式の「契約申込書」にてお申し込みを承っています。申込書を電子化する場合、弊社が既に導入している「GMOサイン」で契約締結させて頂くことも可能でしょうか？一応、弊社としては「GMOサイン」「クラウドサイン」どちらでも問題はございません。	角田市の運用規程上、電子契約をする際は、角田市の職員が角田市の設置する承認者から承認を得たうえで契約書をアップロードしなければならないこととしておりますので、貴社導入のサービスを利用して契約することはできません。
3	

他に電子契約・電子保証についてご質問がございましたら、メールにてご質問ください。(soumu@city.kakuda.lg.jp)